府令・省令

○内閣府、総務省、経済産業省、財務省令第三号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十二条の九第三項並びに株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十四条の七**　法第三十二条の九第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。次条第一号において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法	［条を加える。］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第十四条の九第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法の種類及び内容）

第十四条の八　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第三十二条の九第三項に規定する電磁的方法をいう。）の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

［条を加える。］

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十四条の九　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第二条第一項若しくは第六条第一項の承諾又は令第二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六条第二項の申出（次号において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

［条を加える。］